

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成10年9月から11年9月までは32万円、同年10月から12年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで
② 平成 10 年 9 月 1 日から 12 年 7 月 16 日まで

A社に勤務中の昭和52年10月に社内結婚し、結婚式には社長も来賓として出席してもらった。同年10月1日から妻の標準報酬月額は変わっていないのに私の標準報酬月額が下げられていることに納得がいかない。また、B社では、平成10年9月に支店へ異動し、給料が3万円上がり交通費も増えたにもかかわらず、標準報酬月額は従前のままである。調査の上、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は当該期間に係るB社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された平成11年分給与所得の源泉徴収票及び申立人から提出された当該期間の預金通帳において確認できる給与振込額により確認又は推認できる保険料控除額から、10年9月から11年9月までは32万円、雇用保険失業給付受給記録の離職時賃金日額及び申立人から提出された当該期間の預金通帳において確認できる給与振込額により確認又は推認できる報酬月額から、同年10月から12年6月までは30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、上記の源泉徴収票、雇用保険失業給付受給記録の離職時賃金日額及び申立人提出の預金通帳の給与振込額により認められる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の源泉徴収票、雇用保険失業給付受給記録の離職時賃金日額及び申立人提出の預金通帳の給与振込額により認められる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、同僚であった申立人の妻の標準報酬月額に変更が無いにもかかわらず、自身の標準報酬月額が下がることは考えられないとして当該期間に係るA社における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、A社は申立期間①に係る賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、昭和52年10月1日に定時決定された申立人の標準報酬月額はオンライン記録とも一致しており、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月26日から同年9月1日まで

私は、昭和34年3月にA社に入社後、グループ会社へ何度も出向して勤務していたが、B社（現在は、C社）からA社に異動した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間も給料が支給され、社会保険料等の控除もあったと記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事記録において、B社出向後は昭和41年7月12日D支所に所属と確認できるところ、D支所はA社の営業所であることから、申立人のA社における資格取得日を、B社の資格喪失日と同日の同年7月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から49年12月まで
婦人会に勧められて、亡くなった夫が国民年金の加入手続をしたが、その後、20歳以降の期間に未納があったので、夫が一括して納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を保有していない上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月に払い出され、この頃に20歳まで遡って被保険者資格を取得しており、52年3月に50年1月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付したものの、それ以前の期間については、特例納付期間中でないことから、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年3月まで
結婚を機会に、夫がA村役場(当時)で国民年金の加入手続をしてくれたが、時期がはっきりしない。国民年金保険料は、夫が41年3月頃にまとめて払ってくれたと思うが、その頃は婦人会の集金で納付をしていたと思う。はっきりと覚えていないので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年5月頃に払い出されており、資格取得日が同年4月1日であることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料納付状況について関係者の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 26 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に結婚し、同年 7 月に A 社を退職した。その後、同社から金銭等の支払いは一切無く、明細書や口座等にもその記録は無い。脱退手当金をもらった記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 10 月 24 日に支給決定されている上、申立期間に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。